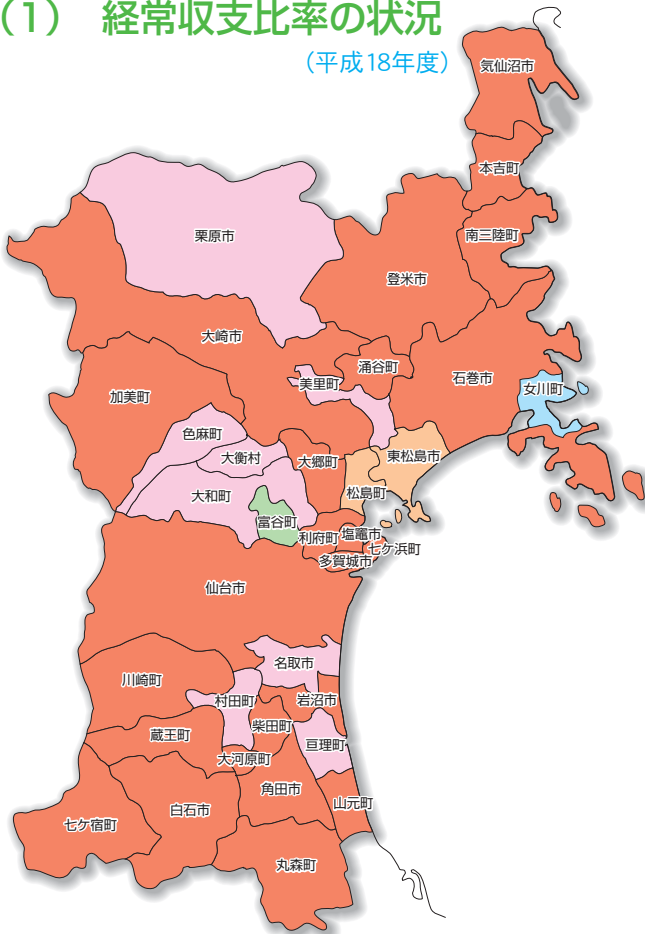


4、財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(平成18年度)



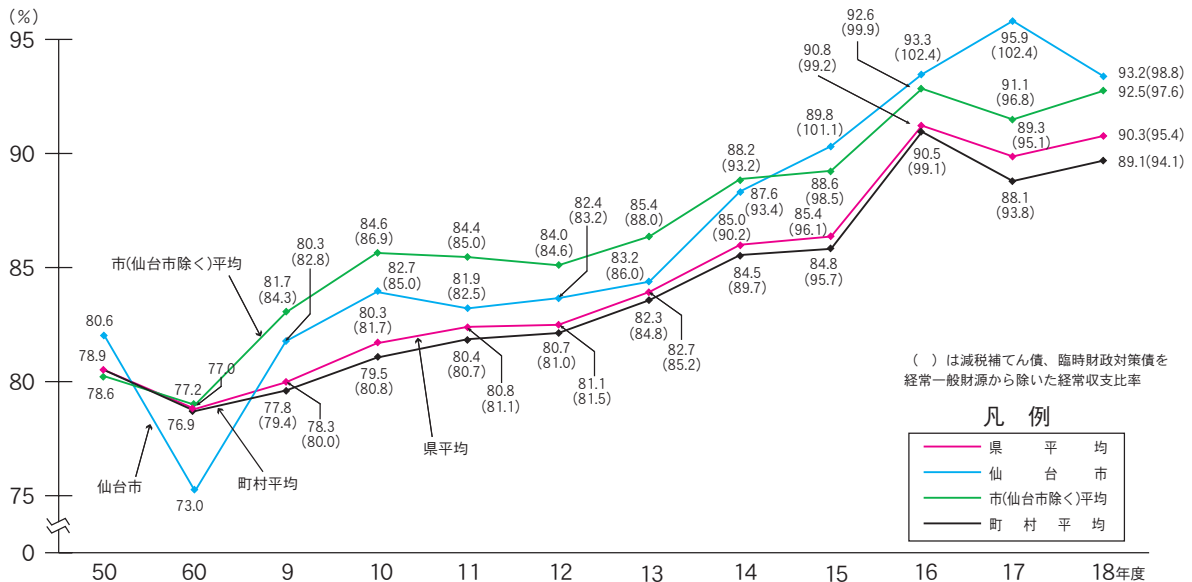
財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、単純平均で90.3%となり、前年度（89.3%）より1.0ポイント上昇しました。加重平均では92.3%と前年度（92.8%）より減少しているものの、依然として硬直的な財政状況が続いております。

また、段階的分布状況を見ると、90%以上が24団体、80%以上が10団体となっており、36団体のうち34団体が80%を超えています。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
75%未満		0	1	1
75~80%未満		0	1	1
80~85%未満		1	1	2
85~90%未満		2	6	8
90%以上		10	14	24
計		13	23	36

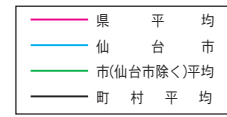
※減税補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源に加えた経常収支比率

経常収支比率の推移 (平均は単純平均)



()は減税補てん債、臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率

凡例



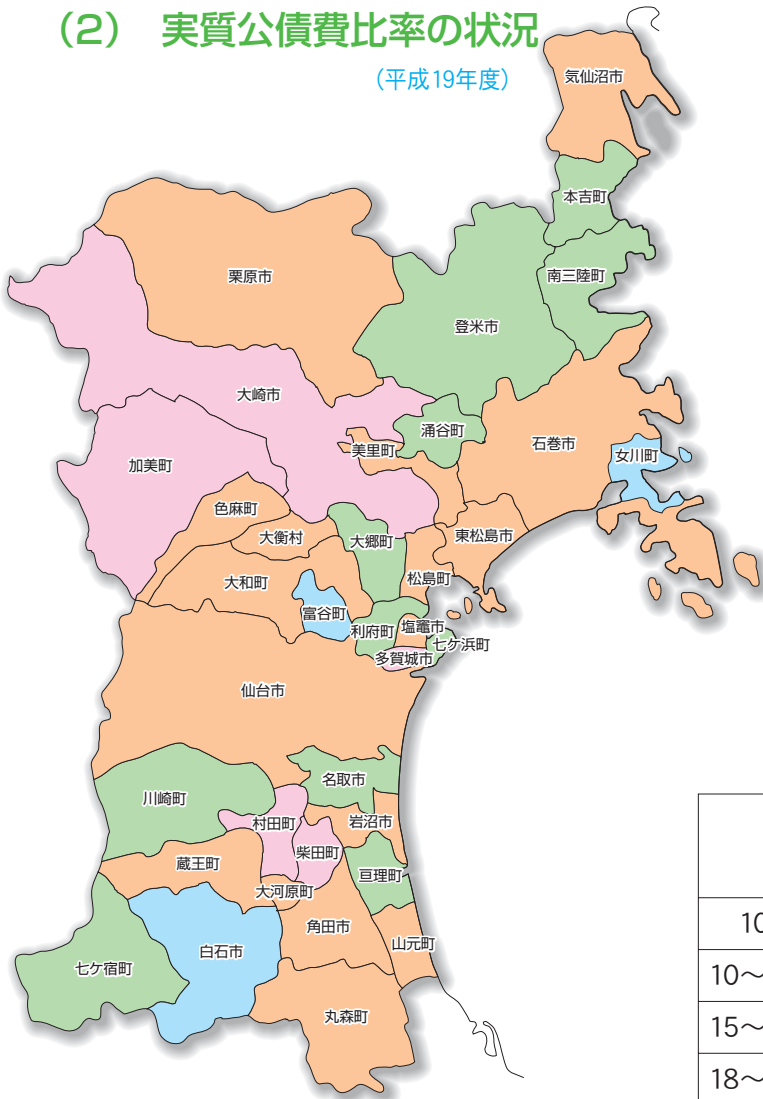
用語解説

経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入（経常的一般財源）が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したものであり、市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えられています。

$$\text{〈算式〉} \quad \text{経常収支比率} = \frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(2) 実質公債費比率の状況

(平成19年度)



平成19年度の実質公債費比率（平成16～18年度の3ヶ年平均）は、単純平均で15.3%となり、前年度と同率で推移しました。

起債許可団体となる18%以上の団体は、前年度より2団体減少し5団体となりました。

●起債許可団体

村田町	22.3%	(前年度23.1%)
柴田町	21.0%	(前年度21.4%)
加美町	21.0%	(前年度20.6%)
大崎市	19.9%	(前年度19.8%)
多賀城市	18.3%	(前年度17.7%)

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
10%未満		1	2	3
10～15%未満		2	9	11
15～18%未満		8	9	17
18～25%未満		2	3	5
25%以上		0	0	0
計		13	23	36

実質公債費比率18%以上の団体の割合

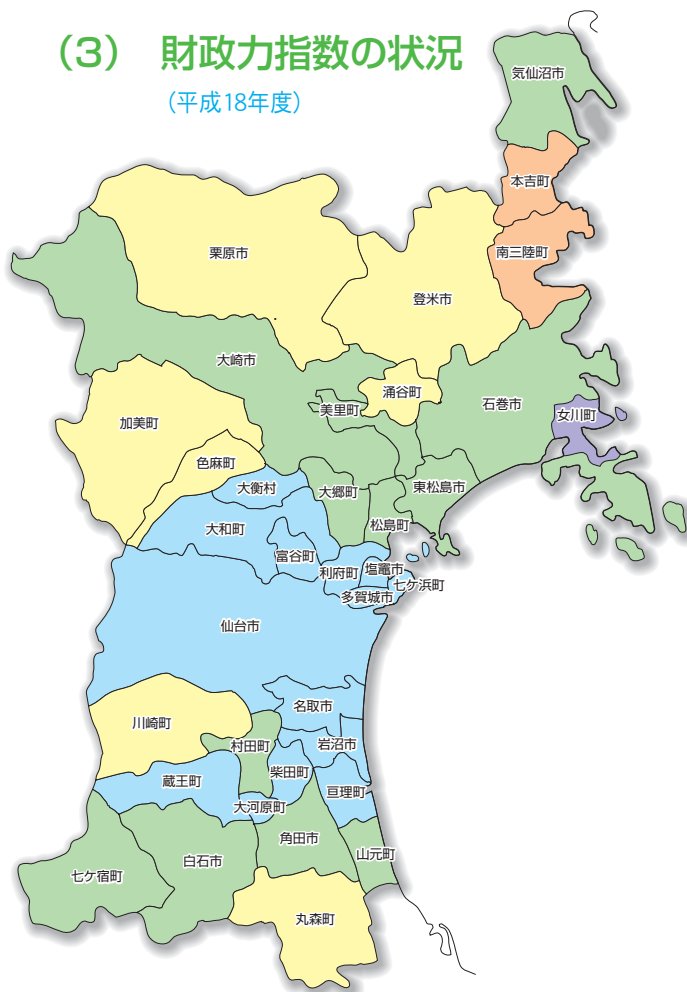
	実質公債費比率18%未満の団体数	実質公債費比率18%以上の団体数(許可団体)	許可団体の割合	実質公債費比率単純平均値(参考)
宮城県	31	5	13.9%	15.3%
全国	1,318	509	27.9%	15.1%

用語解説

実質公債費比率 平成18年度より地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、許可団体と協議団体を分ける基準の1つとして設けられた指標です。従来の起債制限比率では算入されていなかった「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち公債費に充当されたもの等を含めた「実質的な公債費」に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表す比率です。平成16年度から平成18年度の単年度分をそれぞれ計算し、その値を3ヶ年平均したものが平成19年度の実質公債費比率となります。18%以上の団体は起債許可団体となり、25%以上の団体は一部の起債が制限されます（算式についてはP.34参照）。

(3) 財政力指数の状況

(平成18年度)



財政基盤の強さを示す指標である財政力指数（平成16～18年度の3ヶ年平均）は、単純平均で0.542（前年度0.534）、加重平均で0.629（前年度0.613）となりました。

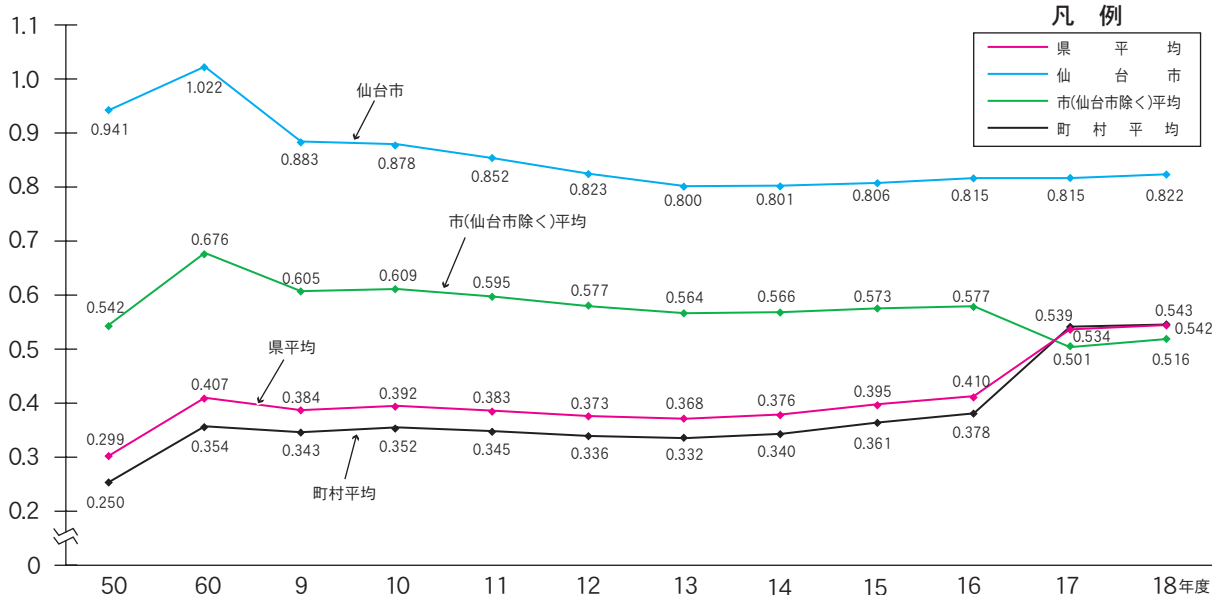
なお、地方交付税の不交付団体となる財政力指数1.0以上の団体は、前年度と同様、女川町です。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
1.0以上		0	1	1
0.5～1.0未満		5	9	14
0.4～0.5未満		6	6	12
0.3～0.4未満		2	5	7
0.2～0.3未満		0	2	2
0.2未満		0	0	0
計		13	23	36

※小数第3位までの数値により区分

財政力指数の推移

(3ヶ年の平均値) (平均は単純平均)



用語解説

財政力指数 基準財政収入額を基準財政需要額で割り出して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいかほど財政力が強いとみることができます（基準財政収入額・基準財政需要額についてはP.9参照）。

〈算式〉

$$\text{財政力指数（単年度）} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 100$$

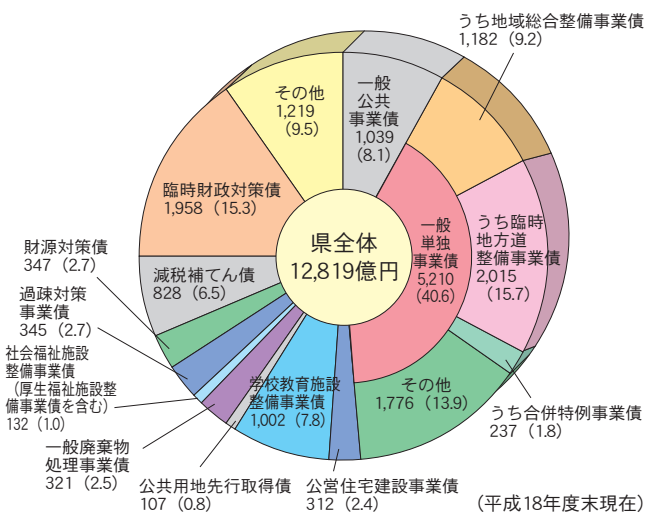
(4) 将来にわたる財政負担の推移

いわゆる「地方公共団体の借金」である地方債現在高は、平成18年度末現在で1兆2,819億円となり、将来的に支出が発生する債務負担行為を加えると1兆4,226億円にのぼります。建設事業の減少等により、地方債残高も減少傾向にあります。依然として、多額の「借金」を残している状況です。

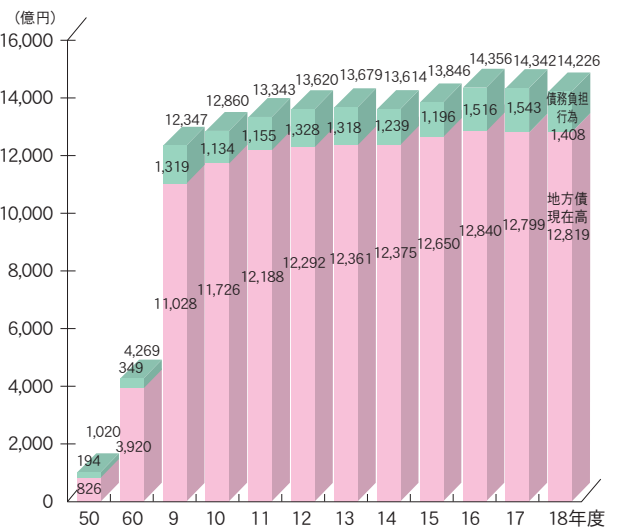
このことにより、将来の元利償還金等の負担が増大することとなり、今後の財政構造の硬直化が懸念されます。

地方債現在高の状況
(平成18年度末現在高)

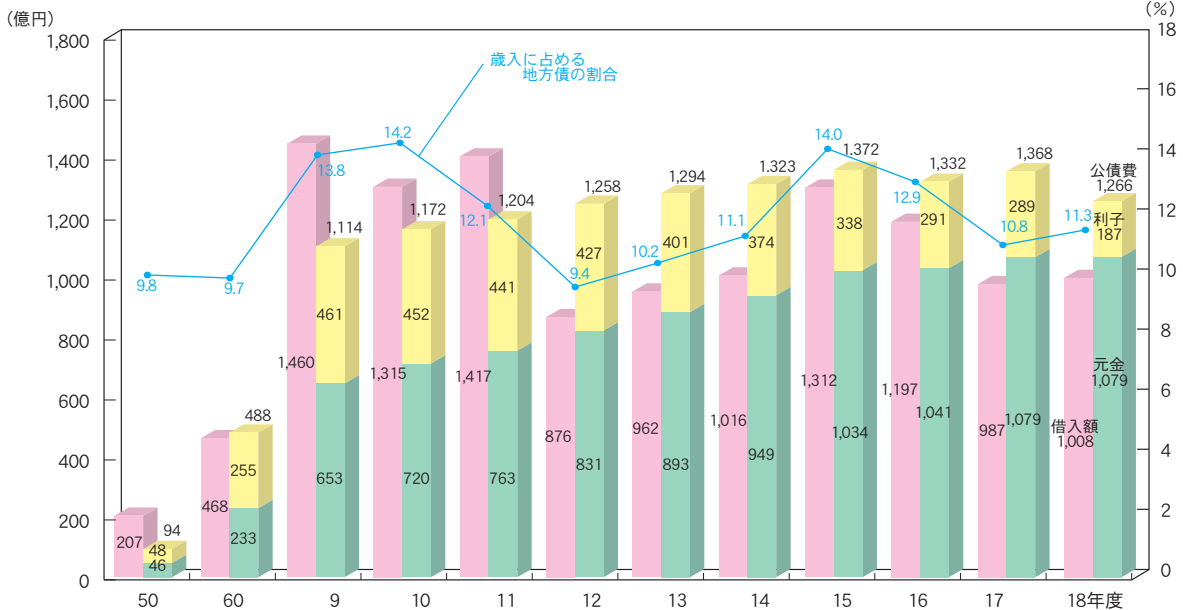
単位：億円・%



将来にわたる財政負担の推移



地方債の借入額と公債費の推移



用語解説

債務負担行為 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり（地方自治法第214条）、将来の支出を伴うものです。